

教育・保育の提供区域の設定について

1 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。（学校区とは異なります。）「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域（以下、「区域）」を設定することが求められています。

2 区域設定にあたり留意すべきポイント

- ① 事業量の調整単位として適切か
 - ・区域内の児童数や面積は適切な規模か。
 - ・区域ごとに事業量の見込みが算出可能か。
 - ・区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか。
- ② 事業の利用実態を反映しているか
 - ・保護者の移動状況を踏まえているか
 - ・設定した区域内で事業の展開が可能か。
 - ・現在実施している事業との整合性が図られているか

3 記載する区域毎のイメージ

量の見込み・確保内容・実施時期		1 年目			2 年目			
		1 号	2 号	3 号	1 号	2 号	3 号	
A 区 域	①量の見込み（保育利用定員総数）	300 人	200 人	200 人	300 人	200 人	200 人	
	② 確保 の内容	認定こども園・幼稚園・ 保育所（教育・保育施設）	300 人	200 人	80 人	300 人	200 人	100 人
		地域型保育事業			0 人			20 人
	②-①	0 人	0 人	▲120 人	0 人	0 人	▲80 人	

⇒
同様に
5 年間
分を記
載

- 地域の実情に応じて、保護者や子どもが容易に移動可能な区域を設定する。
- 設定した区域ごとに、設定区分に応じた各年度の教育・保育事業必要量の見込みと確保内容を、明記する必要がある。
- 提供区域＝事業実施単位ではないため、仮に中学校区を教育・保育提供区域とした場合でも、小学校区ごとに事業を実施してもよい。（提供区域＝事業実施単位ではないため、仮に中学校区を教育・保育提供区域とした場合でも、小学校区ごとに事業を実施することを妨げるものではない。）
- 市が定めた各区域の中に、供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則認可しなければならないこととされている。

4 区域設定の案

国の資料では、設定区域として小学校区、中学校区、行政区などが例示されていますが、設定については各自治体の裁量に委ねられています。

圏域	メリット	デメリット
小地域	<ul style="list-style-type: none"> ・「学区」に沿っており、子育て世代にとって馴染みやすい ・きめ細かいニーズが見れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できない ・一時的な需要の増減に左右されやすい ・必要以上に施設・事業を整備することになり、施設整備が非効率となりやすい
広域	<ul style="list-style-type: none"> ・需給調整の柔軟性が高く、利用調整が容易 ・勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・大まかにしか需給の検証ができず、地域性が考慮できない ・利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合もある

1. 加西市全域で1区域
2. 旧北条町、旧加西町、旧泉町の3区域
3. 中学校区の4区域
4. 小学校区の11区域

5 近隣市の状況

人口は26年4月現在

西脇市	2区（西脇東地区 16,419 人、西脇西地区 26,378 人）
多可町	市域 1区 22,579 人
加東市	市域 1区 39,805 人
三木市	市域 1区 80,065 人
小野市	市域 1区 49,955 人